

伊勢市安全安心ガイドライン策定・運用支援補助金

★申請をお考えの方は、事業着手前や実施中であっても、必ず申請前にご相談ください。

この補助金は、コロナ禍において伊勢市内で安全安心に事業活動を行うことができる環境整備を促進するため、新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインを独自に策定する商工団体等に対して事業費の一部を市の予算の範囲内で補助する制度です。申請された事業は、事業の効果性などを勘案した所定の審査を経て、補助金の交付・不交付を決定します。

★補助対象者 伊勢市内にある以下の商工団体等

- ① 商工会議所
- ② 商工会
- ③ 公益法人
- ④ 商店街振興組合
- ⑤ 商工業を営む事業者で構成され、共同して事業活動を行うための規約等を制定している組織化された団体

※上記①～⑤において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者が組合員、会員、構成員、役員等となっている団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに該当する団体及び同条第6号に該当する者が組合員、会員、構成員、役員等となっている団体を除く。

★補助対象事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資すると認められる業種や施設の種別ごとのガイドラインの策定
- (2) 会員等に対する策定したガイドラインの周知や実施に資する事業

★補助対象期間

令和2年5月26日（火）～令和2年10月31日（土）

※申請受付期間については裏面をご確認ください。

★補助率

10/10

★補助限度額

申請団体に所属しガイドラインがその対象とする業種等を営む会員等の数×10,000円

※ただし、上限を1,000,000円とする。

伊勢市安全安心ガイドライン策定・運用支援補助金

★補助対象経費

補助対象となる経費は補助対象事業を実施するために必要な経費で以下のものです。

経費区分	内容
報償費	外部の専門家等に対する謝金など（講習会講師など）
旅費	外部の専門家等に対する旅費、講習会への旅費など
消耗品費	封筒、コピー用紙の購入費など
印刷製本費	ガイドライン製本費、チラシ印刷費、ポスター印刷費など
通信運搬費	通信費、運搬費など
広報費	広告宣伝などに要する費用
委託料	ポスターのデザインなどを他の事業者に行わせるための費用
使用料	会場借上料など
研修参加費	研修会やセミナーなどに参加するための費用

※補助対象事業の実施に伴い得られた収入がある場合は、

収入額を補助対象経費から差し引いた額を補助対象経費とします。

※消耗品費については、会員に配布することを目的とした消毒液やマスクなどの購入費用を除きます。また、委託料については、ガイドラインの策定自体を委託する費用を除きます。

★申請の方法

(1) 申請受付期限 令和2年11月30日(月)

◆交付決定額が市の予算額に達した時点で受け付けを終了しますのでご了承ください。

(2) 提出書類

1. 交付申請書、事業計画概要及び収支決算書

2. 事業計画書

3. 補助事業実績書

4. 規約等（補助対象者⑤に該当する方のみご提出ください）※任意様式

5. 誓約書

6. 策定したガイドライン

7. 会員等が確認できる書類（会員名簿など）

8. 補助対象事業の実施に必要な経費を確認できる書類（契約書、請求書など）

9. 補助対象経費の支払を証する書類（領収書など）

★申請書の提出先

伊勢市産業観光部商工労政課商工係（伊勢市役所本庁舎東館3階 306番窓口）

〈電話〉0596-21-5512

〈FAX〉0596-21-5651

〈mail〉syoko@city.ise.mie.jp